経営所得安定対策の申請は6/30休まで

市内3カ所で相談会を開催

経営所得安定対策は、農家の経営安定のため、諸外国 との生産条件の格差から生じる不利を補正する政策です。 米や米以外の水田を活用した戦略作物を作付し、販売 している農家には交付金が交付されます。申請相談会を 市内3カ所で4日間行います。

2 995-1823

畑作物の直接支払交付金

対象作物/麦・大豆・そば・なたね

交付要件/対象作物を生産・販売している認定農業者、 集落営農、認定新規就農者

交付方法・単価

数量払、面積払のうち、いずれかの金額の高い方の み交付されます。

【数量払】

当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じ て交付されます。

※販売・品質を証明する伝票・出荷票の写しや出荷契 約書の写しが必要です。

【面積払(営農継続支払)】

対象作物の当年産の作付面積に基づき交付されます。 20,000円/10a

※そばは、13,000円/10a

水田活用の直接支払交付金

対象作物・単価

【戦略作物】

麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
WCS用米	80,000円/10a
米粉用米・飼料用米	55,000万〜105,000円/10a ※収量に応じる

【産地交付金】(市で設定する地域特産物など)

ヤマトイモ・イチゴ・ モロヘイヤ・そば	10,000円/10a
芝・種苗・景観作物	6,000円/10a

※登記地目が田の地目でそばを作付する場合は、 20,000 円 /10a を追加配分 (二毛作は 15,000 円 /10a)

交付要件

水田で対象作物を生産し、販売していることが必要 です。そばは、市場に流通するなど特産化への取り組 みに参加することが条件です。田畑を問わず交付対象 になります。

米の直接支払交付金

交付要件/米の生産数量目標に従って主食用米・酒米 を生産・販売していること。

交付方法・単価

【定額交付】

7.500 円 /10a

作付面積から自家消費・縁故米相当として 10a が控除されます。

※この交付金は、平成30年度産米から廃止

申請の方法

農林振興課にある交付申請書と営農計画書に必要事 項を記入し提出してください。共済に加入している方 と昨年度に申請した方には、交付申請書と営農計画書 を部農会経由で配布します。説明を希望する方は、相 談会に参加するか、農林振興課へお問い合わせください。

【相談会】

5月23日(月)	10:00~16:00	市役所地下会議室
5月24日(火)	15:30~19:00	市民文化センター33会議室
5月25日(水)	13:30~16:00	須山支所 2 階小会議室
5月26日(木)	13:30~16:00	市役所地下会議室

申請期限/6月30日休 必着

申請先/農林振興課

※この申請・実績で市の特産物奨励交付金などの対象 となる方には、別途通知します。